

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業 第二回入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	項目番号	質問内容	回答
1	落札者決定基準書	8	3.3	図表3の評価のポイントで「事業実施体制に係る事項」の「事業の継続性」に、「資金不足時の対応や維持管理等業務を担当する企業の信用不安時の対応については十分か。」と書かれていますが、この内容は第13号様式のみで満たす必要がありますか。第13号様式の上部に書かれた記載要領には「なお、資金不足時の対応等については、第33号様式にて記述すること。」と指示がありますが、第13号様式は簡易な書き方として、詳細は第33号様式に記載する事で、評価の対象としていただけますか。	第13号様式については、各業務のバックアップ体制及び要求性能水準達成のための体制を記述してください。 第33号様式は、資金不足時の対応や維持管理等業務を担当する企業の信用不安時の対応等について記述してください。 両様式併せて、「事業の継続性」を評価します。
2	業務性能要求水準書(変更版)	7	2(1)ア)③、 2(2)(4)	県が新たに調達した備品の組み立て作業について、例えば全館に設置する備品の組み立てなど、数が多すぎると対応が難しい場合があります。本施設内に維持管理要員を2名置く予定としていますが、業務性能要求水準書の記載の業務代表例にある「簡易な書棚組立設置」であっても、数が多すぎると時間もかかり、維持管理要員のみでは対応が難しい場合もあります。あくまで維持管理要員にて実施可能な範囲で組み立ては行い、それが難しいと判断した場合は島根県と協議するという線引きでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	事業契約書	19、 20	第44条、 第45条	2020年の民法改正で瑕疵担保という言葉は民法上からは無くなり、契約不適合責任に置き換えられました。本条は契約不適合責任の一般的な考え方に基づいて修正を検討されないでしょうか。	内容を確認し、必要な修正を行います。